

## 議題（４）協議会規約の改正について

## 1 提案理由

平成 28 年 5 月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、「地球温暖化対策地域協議会」についての条項が、第 26 条から第 40 条に変更されたため、協議会規約の設置に係る適用条項の記載を修正するもの。

【参考】地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 40 条第 1 項

（地球温暖化対策地域協議会）

第四十条 地方公共団体、地域センター、地球温暖化防止活動推進員、事業者、住民その他の地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う者は、日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等に関し必要となるべき措置について協議するため、地球温暖化対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。

## 2 新旧対照表 [変更箇所のみ抜粋]

改正案	現 行
<p>（設置）</p> <p>第 1 条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 <u>40</u> 条第 1 項の規定に基づき、函館市地球温暖化対策地域推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p>	<p>（設置）</p> <p>第 1 条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 <u>26</u> 条第 1 項の規定に基づき、函館市地球温暖化対策地域推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p>